

# 特定福祉用具販売南佐渡事業所運営規程

(平成 22 年 2 月 28 日制定)

改正	平成 24 年 5 月 18 日	令和	元年 6 月 15 日
	平成 26 年 1 月 25 日	令和	2 年 2 月 27 日
	平成 27 年 3 月 20 日	令和	2 年 4 月 24 日
	平成 29 年 3 月 23 日	令和	3 年 8 月 1 日
	平成 29 年 6 月 29 日	令和	6 年 4 月 1 日

## (事業の目的)

第 1 条 要支援・要介護状態にある高齢者に対し適切な特定介護予防福祉用具販売及び特定福祉用具販売（以下「特定福祉用具販売」という）の提供により、利用者の生きがい・生活への満足感・自立能力の回復等を実現し、併せて家族介護者の労力軽減を図ることを目的とする。

## (運営の基本方針)

### 第 2 条

- 1 利用者本位を基本とし、利用者本人の意志・人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 専門相談員は、利用者の有する能力に応じた特定福祉用具を販売するために、心身の状況・希望、及びそのおかれている環境を踏まえ適切な福祉用具の選択の援助・取付・調整・使用方法について説明・支援を行うとともに、利用者の持っている機能の維持・向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅サービス事業者、地域包括支援センターその他の保健・医療サービス・福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という）と密接に連携する。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

## (取り組み方針)

### 第 3 条

- 1 サービスは要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は、要介護状態になることの予防、並びに、利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう適切に行う。
- 2 常に安全で正常な機能を有する福祉用具を販売する。
- 3 販売する特定福祉用具の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称及び所在地)

第4条

- 1 名称 ふれあい館南佐渡
- 2 所在地 〒952-0504 新潟県佐渡市羽茂本郷 190 番地 1

(職員の職種・員数及び職務内容)

第5条

- 1 管理者 1人
  - (1) 職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに運営基準を厳守するよう、指導を徹底する。
  - (2) 他の福祉事業の管理者と兼務することができる。
- 2 専門相談員 常勤換算で2.0人以上  
特定福祉用具の選定の援助、取り付け、調整などの専門的な援助を行う。
- 3 その他、必要な要員  
事業の状況により、必要な要員を確保する。

(営業日及び営業時間)

第6条

- 1 営業日  
月曜日～土曜日
- 2 営業時間  
8時30分～18時00分

(事業の内容)

第7条 専門相談員は、特定福祉用具販売計画（特定介護予防福祉用具販売計画）の作成・変更等を行い、特定福祉用具の販売を行うとともに、利用者に対し、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下のことを行う。

- (1) 特定福祉用具に関する相談援助
- (2) 特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等の点検
- (3) 利用者の身体の状態等に応じた特定福祉用具の選定
- (4) 特定福祉用具の使用方法の指導

(取り扱う種目、販売費用の額)

第8条 特定福祉用具販売で取り扱う種目は次の通りとする。

- (1) 腰掛便座

- (2) 自動排泄装置の交換可能部分
- (3) 排泄予測支援機器
- (4) 入浴補助用具
- (5) 簡易浴槽
- (6) 移動用リフトのつり具の部分
- (7) 固定用スロープ（貸与と販売の選択）
- (8) 歩行器（歩行車を除いて貸与と販売の選択）
- (9) 単点杖（松葉杖を除く）
- (10) 多点杖（貸与と販売の選択）

2 特定福祉用具販売を提供した場合の販売費用の額は、別添カタログに記載のとおりとする。

（提供方法）

#### 第9条

- 1 専門相談員は、利用者の申し出及び居宅サービス計画等に基づき、特定福祉用具の選定の援助を行う。一部の福祉用具については、貸与と販売のいずれかを選択できるよう十分説明を行うとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする。
- 2 専門相談員は、居宅サービス計画等に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されているか確認する。また、必要な場合は、介護支援専門員と調整をはかる。
- 3 居宅サービス提供事業所、関係市町村等との打ち合わせ調整を随時行う。
- 4 販売した特定福祉用具の使用状況確認を、適宜、電話及び訪問にて行う。貸与と販売の選択制の福祉用具については、販売後も利用者等からの要請等に応じて、使用状況の確認に努めると共に、必要な場合は使用方法の指導、修理等を行う。

（書面の交付）

第10条 特定福祉用具販売に係る販売費用の支払いを受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付するものとする。

- (1) 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
- (2) 提供した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- (3) 領収書
- (4) 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該福祉用具の概要

(事業実施地域)

第 11 条 事業実施地域  
新潟県佐渡市

(職員の研修)

第 12 条 職員の資質向上のために、研修を行う。

- (1) 研修を年 1 回以上実施する。
- (2) 研修内容記録簿を作成し、管理者がこれを管理する。

(秘密保持)

第 13 条

- 1 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 職員であった者が、正当な理由がなく、利用者・その家族の秘密を漏らすことのないよう、事業者の責任において必要な措置を講ずる。

(利用拒否の禁止)

第 14 条 正当な理由なく特定福祉用具販売の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 15 条 利用申込に対し自ら適切なサービス提供が困難な時には、居宅介護支援事業者等に連絡を行うか、速やかに他の指定福祉用具販売事業者を紹介するなどの措置を講じる。

(要介護認定などの申請の援助)

第 16 条

- 1 要介護認定などの認定を受けない利用申込者に対しては、利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 要介護認定などの更新申請も視野に入れた援助を行う。

(掲示・開示)

第 17 条 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、専門相談員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は閲覧可能な形でファイル等で備え置く。

- 2 当事業所は、行政庁が実施する「介護サービス情報公表制度」に基づき、当事業所の事業内容等に関する情報を開示する。

(身分を証する書類の携行)

第 18 条 従事する職員に身分を証する書類を携行させ利用者、又は家族から求められた時は、これを提示するものとする。

(利益供与の禁止)

第 19 条 居宅介護支援事業者又は従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

第 20 条 利用者からの相談又は苦情などに対する窓口を置き、文書で記録し保管する。

- 1 利用者から直接、又は市町村を通じて受けた苦情には迅速かつ適切に対応する。後者の場合は、結果について市町村に報告する。
- 2 利用の苦情に関して、国民健康保険団体連合会から質問・調査がある場合は、協力するとともに、指導・助言がある場合は、それに従い必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第 21 条 利用者に対する特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

(損害賠償)

第 22 条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が生じた場合は本法人が責任を持つ。

(記録の整備)

第 23 条 次の事項を記録する。

- 1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する特定介護予防福祉用具販売又は特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
  - (1) 特定介護予防福祉用具販売計画及び特定福祉用具販売計画
  - (2) 利用者に提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 市町村への通知に係る記録
  - (4) 苦情内容等の記録
  - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 3 その他の記録は、文書管理規程による。

(暴力団等の排除)

第 24 条 事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 3 条に規定する基本理念にのっとり、同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は、同条第 3 号に規定する暴力団等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除する。

(衛生管理)

第 25 条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 26 条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備するものとする。
  - (3) 虐待防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
  - (4) 前 3 項定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(業務継続計画の策定等)

第 27 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第 28 条 事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束)

第 29 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他)

第 30 条 この規程に定めない事項については、理事長がこれを決定する。

(規程の改廃)

第 31 条 この規程の改廃は、理事会の議決によりこれを行う。

附則（平成 23 年 2 月 28 日）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成 24 年 5 月 18 日）

この規程は、平成 24 年 5 月 18 日から実施する。

附則（平成 26 年 1 月 25 日）

この規程は、新潟県条例施行に伴う変更のため平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成 27 年 3 月 20 日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成 29 年 3 月 23 日）

この規程は、平成 29 年 3 月 23 日から実施する。

附則（平成 29 年 6 月 29 日）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附則（令和元年 6 月 15 日）

この規程は、令和元年 7 月 16 日から実施する。

附則（令和 2 年 2 月 27 日）

この規程は、令和 2 年 3 月 24 日から実施する。

附則（令和 2 年 4 月 24 日）

この規程は、令和 2 年 4 月 24 日から実施する。

附則（令和 3 年 7 月 29 日）

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から実施する。

附則（令和 6 年 3 月 21 日）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。